

飯田市議会の議会改革 NOW！

はじめに

今や、地方議会の改革が国民の注目となっています。

個性的な市長として、名古屋の河村市長、阿久根市の竹原前市長が登場し、議会との対立が連日マスコミに報じられました。同時にそれは、議会側の問題としてクローズアップされることから、これまでも増して、地方議会の現状に対して厳しい視線が向けられています。

飯田市議会の改革の経過

翻って飯田市議会は、平成10年、議員が所属する審議会での報酬を辞退することを県下で初めて実施したことにはじまり、「議会はいったい何をするとところ？」との有権者の疑問に応えるべく、平成12年に立ち上げた「議会の在り方研究会」での議論にはじまって今日に至るまで、議会改革の取組みに積極的に取り組んできています。

なかでも、全国の地方議会で初めて、議会主導のもとに市民参加によって制定した「自治基本条例」は、4年間にわたる取組みの結果、平成18年に制定いたしました。制定にあたっては「わがまちの憲法を考える会」と称する、公募市民、市職員、議員による研究会を立ち上げましたが、これらの取組みが、地方議会の活動を評価する、平成19年度の「第2回全国マニフェスト大賞」を受賞することとなりました。

その後も改革は推進され、いまでこそ「事業仕分け」の名でマスコミが取り上げたことから有名になった“政策の評価”を、飯田市議会として平成19年から取り組んでいます。

さらに議員が複数の常任委員会に所属して活動することや、平成21年度には、市内各所で開催する「議会報告会」に本格的に取り組む、現在に至っております。

本来の地方議会へ

我が国の地方議会は「二元代表制」を敷いています。

ともに住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によってある種の緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、その地

方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して「政策形成の舞台」となることが、二元代表制の本来の在り方であるといえます。

しかしながら、この本来の在り方から見る限り、現在の地方議会が、はたしてその役割を十分に果たしているかどうかの疑問が住民の中にあり、これが、冒頭に紹介した、昨今の話題となっているわけです。

飯田市議会の新しい取組み

そこで飯田市議会では、これまでの改革に加えて「政策形成の舞台」としての機能を果たせるような改革を現在目指しています。

これまでの改革は、定数削減や議会活動の改革といった、どちらかと言うと“議会内の改革”でした。これに対して現在の取組みは、「市民の皆さんと議会の在り方の改革」ともいえます。

まず最初に取り組んでいるのが、3年前に議会自らが制定した「自治基本条例」の中の『議会の責務』が果たしてどの程度達成されているか、の検証です。この検証から得られた結果を、今後の議会運営に反映させていきます。

次に、議会報告会を起点とした「政策形成サイクル」の構築です。

これは、議会報告会において市民の皆さんから出されたご意見・要望を、今の市政に反映させるべきと考える課題にできる限り一般化、抽象化してまとめ、これを議会で議員同士が議論し、政策提言や条例化を目指そう、とする取組みです。【議会報告会→市政の課題→議員間の討議→政策提言・条例化→議会報告会にて報告】この繰り返しが「政策形成サイクル」です。

ご意見、ご指導を

まだまだ始まったばかりで、歩きながらの取組みですが議員全員が意識を共有して、市民の皆さんに、そして全国に誇れる飯田市議会へと進化してまいる所存でございますので、市民の皆さんにあらためては、どうぞ、ご意見、ご批評をお寄せいただき、ご指導よろしくお願ひ申し上げます。